

見守りサービス利用規約

株式会社ふれあいチャンネル（以下当社という）は、当社の提供するサービスの加入者を対象に提供する見守りサービス（以下「本サービス」という）に関して当社所定の申込手続きを完了し利用する者（以下契約者）に対し、以下のとおり利用規約（以下「本規約」という）を定めます。

第1条 本規約範囲及び変更

本規約は、放送サービス契約約款（以下「約款」という）に基づく付加機能に該当し、約款の一部を構成します。利用者は本サービス利用に関し、本規約及び約款を遵守するものとします。

- 2 当社は、本規約を変更することがあります。この場合には本サービスの提供条件、責任範囲等一切の条件は変更後の規約によります。

第2条 加入契約の単位

当社は、1の契約者ごとに1の加入契約を締結します。

この場合、契約者は1の加入契約につき1人に限ります。

第3条 本サービスの内容

当社は契約者が指定した場所内の建物又は工作物において下記の機器（以下これらを併せて機器と表記します。）を設置します。

- ① デジタルセットトップボックス（以下「STB」という）
- ② 光回線終端装置（以下「ONU」という）又は ケーブルモデム

加入者がSTBの電源を入れる毎にその時刻情報を、当社の提供するインターネット回線又は他事業者が提供するインターネット回線を通じて当社の契約のクラウドサーバに蓄積し、加入者が予め指定した電子メールアドレスに対して任意の時間でその時刻情報を送信するサービスを提供します。

当社は、当社の契約するクラウドサーバに保存された最終の時刻情報と現在の時刻を比較し、その差が48時間を超えた場合は、加入者が予め指定した電子メールアドレスに対して任意の時間で通知します。

第4条 契約の有効期間

契約の有効期間は契約成立の日から1年間とします。但し、当社、加入者いずれかからも契約解除の意思表示がない場合には、引き続き1年間の期間を更新するものとし、以後も同様とします。

第5条 サービスの提供条件

本サービスの利用にあたっては、約款および本規約を承諾し、別に定める加入契約書に所要事項を記入捺印の上当社に申し込むものとします。所要事項の記入は正確に事実を記入するものとし、理由の如何にかかわらず虚偽の記入をしてはならないものとします。

- 2 本サービスは、当社が提供する STB を利用するサービスの契約者で、当社が別に定めるサービス料金の支払方法により支払いが行われている契約者に本サービスを提供いたします。
- 3 前項に限らず、希望があれば見守りサービスのみを提供します。ただし、当社の条件に合致しない場合はこの限りではありません。

第6条 機器の貸与

当社は第3条に記載された機器を加入者に貸与します。

第7条 最低利用期間

本サービスには最低利用期間があります。

- 2 契約者はサービス料の課金を開始した月を1と換算して6ヶ月の契約期間内に加入契約を解約する場合には、当社が定める期日までに料金表の定めにより解約料を支払うものとします。

第8条 解約

契約者は加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の10日以上前に当社指定書式により当社にその旨申し出るものとします。

- 2 契約者は解約の場合、第10条（料金の適用）の規定による見守りサービス利用料を含むすべての料金（解約月の月額見守りサービス利用料も含む）を当該解約の日の属する月の27日、27日以降の解約の場合は翌月27日までに清算するものとします。
- 3 解約の場合、加入登録料の払い戻しはいたしません。
- 4 契約者は本条に定める解約、および第9条（解除）に定める解除の場合、直ちに設置機器等を当社に返却するものとします。なお、当社に返却が無い場合、契約者は、機器損害金を支払うものとします。
- 5 放送サービスが全て解約された場合、本サービスは放送サービスと併せて解約されたものとします。

第9条 解除

当社は、契約者において加入契約に基づく料金支払債務および加入契約以外に基づき契約者が当社に支払うべき金銭債務の全部又は一部の支払いが遅延した場合、これらの支払いを怠る恐れがある場合、又は約款ないし本規約に違反する行為があったと認められた場合およびその恐れがある場合には、契約者に催告した上で加入契約を解除することができるものとします。尚、解除の場合は第8条（解約）の規定に準じて取り扱います。この場合、当社は、契約者になんらの責任をも負担しないものとします。

前項の場合において、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、勧告しないで直ちにその加入契約を解除することがあります。

当社は当社又は契約者の責めに帰すべからざる理由により、サービスの提供にかか

る当社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除する事があります。この場合には、当社は、その事を事前に契約者に通告するものとします。

共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受けている契約者については、集合住宅契約が終了した場合は、加入契約も当然に終了するものとします。この場合、当社は契約者になんらの責任をも負担しないものとします。

第10条 料金の適用

当社が提供するサービスの料金は、加入登録料、見守りサービス利用料、工事費とし、料金表に定めるところによります。

料金の支払方法は、約款の定めるところによります。

第11条 加入登録料等

契約者は、当社が別に定める料金表に伴い加入登録料および端末工事費等を当社に支払うものとします。ただし当社は加入登録料および端末工事費等を減額することがあります。

加入契約解除後の再加入契約の場合でも、前項の規定に準じて取り扱います。

第12条 利用料等

契約者は当社が別に定める料金表に規定する見守りサービス利用料を、本サービスの提供を受け始めた日の翌月から毎月支払うものとします。

第13条 損害賠償

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由により、本サービスの提供をしなかったとき、これにより契約者が被った損害について請求原因の如何を問わず、第7条（最低利用期間）にて定める最低利用期間（6ヶ月）の見守りサービス利用料（消費税含む）の合計金額を上限として、契約者に対し賠償します。

- 2 前項に定める当社の責めに帰すべき事由が無い場合とは、次に該当する場合をいうものとしますが、これらの場合に限られないものとします。
 - (1) 天災地変その他の当社の責に帰さない事由等により本サービスの提供の中止を余儀なくされた場合。
 - (2) 当社の責めに帰さない事由により、当社が契約者に貸与する見守りサービス等の端末、設備等が正常に動作しなかった場合。
- 3 当社が契約者に貸与する機器の不具合などの理由で、契約者から当社に対し、本サービスの提供を受けられない旨の連絡があった場合、当該連絡を当社が受けたときから24時間経過した以降においても、当社が本サービスを提供すべきであるにもかかわらず、本サービスが提供されなかったとき、これによって契約者が被った損害について当社は第1項と同様の責任を負うものとし、当該時間経過前の本サービスの不提供により契約者が被った損害については一切責任を負わないものとします。

第14条 施設の設置および費用の負担等

当社は配信センターから受信機までの施設（以下「本施設」といいます）のうち、配信センターからV-ONU又は保安器までの施設（以下「当社施設」といいます）の設置に要する費用を負担し、これを保有するものとします。ただし、契約者は契約者の最寄りの引込端子からV-ONU又は保安器までの引込工事負担金（以下「引込工事費」といいます）を負担するものとします。

- 2 契約者はV-ONU又は保安器の出力端子から当社が貸与する機器までの施設（以下「契約者施設」といいます）の設置工事に要する費用（以下「宅内工事費用」といいます）を負担し、これを所有するものとします。
- 3 共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受ける契約者については別途協議するものとします。
- 4 当社が約款および本規約にしたがって本サービスを提供するために必要な工事の施工は、当社又は当社の指定する業者が行うものとします。
- 5 契約者は、使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。
- 6 契約者は、取扱説明書に記載されている方法により、機器の正常動作の確認を定期的に行うものとします。
- 7 契約者は故意又は過失により機器を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、損失および修理不能による場合は、第8条（解約）で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。
- 8 契約者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、動作テストなどの実施に同意し、協力するものとします。
- 9 当社が本規約に基づいて貸与する機器および設置する設備に必要な電気は契約者から提供していただきます。

第15条 維持管理責任の範囲

当社の維持管理責任の範囲は、当社施設とします。なお、契約者は当社施設の維持管理の必要上、本サービスの全部又は一部が停止することがあること、これにより、当社は契約者に対しなんら責任をも負担しないこと、当該停止期間中における契約者の当社に支払うべき料金等は減額されないことを承認するものとします。

- 2 契約者の維持管理責任の範囲は契約者施設とします。

第16条 施設の故障に伴う費用負担

当社は、契約者から当社が提供する本サービスの受信に異常のある旨の申し出があった場合には、これらを調査し必要な措置を講ずるものとします。異常の原因が契約者施設による場合は、契約者は、その修復に要する費用（修復を伴わない場合は派遣に要した費用）の額に消費税相当額を加算した額を負担するものとします。

- 2 契約者は、契約者の故意又は過失により当社施設（当社機器を含みます）に故障また損害が生じた場合は、この修復に要する費用の額に消費税相当額を加算した額を

負担するものとします。

第17条 禁止事項

契約者は、無償・有償にかかわらず、当社が提供する本サービスを第三者に提供してはならないものとします。

- 2 本サービスの利用目的以外で、当社施設を使用する事は出来ません。
- 3 契約者が加入契約に基づいてサービスを受ける権利は、譲渡することができません。

第18条 契約者に係る個人情報の取り扱い

当社は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年総務省告示第696号）および電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年総務省告示第695号）に基づくほか、当社が別途掲示する個人情報保護に関する基本方針およびこの約款の規定に基づいて、契約者の個人情報を適切に取扱うものとします。

- 2 当社は契約者の個人情報を次に掲げる目的のために利用するものとします。
 - (1) 契約者の確認、サービスを提供するための工事の施工等の業務、サービスのメンテナンス、変更・解約等に関する諸手続き、番組誌等の送付、および料金請求や収納業務のため。
 - (2) 契約者の個人情報の集計・分析を行い、個人が識別、特定できないように加工した統計資料を作成し、あるいはアンケート調査およびその分析を行い、新規サービスの開発やサービスレベルの維持・向上を図るため。
 - (3) 契約者に電子メール、郵便などにより、又は電話することにより、当社の各種サービス、又は業務提携先などの商品やサービス等の情報を提供するため。尚、契約者は別途定める方法で届出ることにより、これらの取り扱いを中止させたり、再開させたりすることができるものとします。
 - (4) 契約者から個人情報の取り扱いに関する同意を得るために、電子メール、郵便等により連絡し、又は電話するため。
 - (5) 上記（1）～（4）の他、契約者から同意を得た場合において、その範囲内で利用するため。
- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあってはその限りではないものとします。
 - (1) 法令の基づく場合。
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行

することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得る事により当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- 4 当社は契約者の解約日より10年を限度として、第2項(1)～(4)に定める利用目的のために個人情報を取扱うものとします。但し、契約者であったときの本サービスの利用に係わる債権・債務の特定、支払いおよび回収に必要と認めた場合には10年の限度を超えて利用することができるものとします。
- 5 当社は、第2項に規定する利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの全部又は一部を業務委託先に預託することができるものとします。
- 6 当社は、次に掲げる場合を除き、第三者に個人情報を提供しないものとします。
 - (1) あらかじめ本人の同意を得た場合。
 - (2) 契約者のサービス利用に係わる債権・債務の特定、支払いおよび回収のため必要な範囲でクレジットカード会社等の金融機関に個人情報を開示する場合。
 - (3) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第218条(裁判官の発する令状による差押等)その他、同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には当該処分の定める範囲で、また特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第4条(発信者情報の開示請求等)に基づく開示請求の要件が満たされている場合。
 - (4) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)で、認められている場合。
 - (5) 第14条(債権譲渡)に定める債権譲渡のために、必要な範囲で債権の譲渡先に個人情報を開示、提供する場合。
 - (6) 委託放送事業者によるサービス提供、サービスレベルの維持・向上のためのアンケート調査の実施とその分析、及び各種サービス又は委託提携事業者の提携先の商品・サービス等の情報の電子メール・郵便・電話等による提供のため。

第19条 合意管轄

本サービスに関し、当社と契約者との間で紛争が生じた場合には、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとする。

第20条 定めなき事項

約款および本規約に定めなき事項が生じた場合、当社および契約者は約款および本契約の趣旨に従い、誠意を持って協議の上解決にあたるものとします。

料金表（消費税込）

(1) 加入登録料 3,150 円/件 解約時も返金いたしません。

種 類		単 位	料 金
取付工事費		10,500円	件
見守りサービス料	見守りのみ	1,785円	台/月
	多c h+見守り	525円	
	セット利用者 (TV+NET)	0円	
解除料		(最低利用期間-料金支払済期間) × 見守りサービス料	最低利用期間に満たない期間で解除する場合

附則

(実施期日)

この規約は、平成24年9月1日より実施します。